

令和3年度養鶏部会・飼養衛生管理基準の改定に係る勉強会の質疑応答

問 飼養衛生管理者について一鶏舎が10万羽を超える場合はどうしたらよいか。すべての鶏舎に飼養衛生管理者を配置しなければならない場合、外国人研修生が入っている場合もあるがそれでも意味はあるのか。

答 1つの鶏舎であれば10万羽を超えても飼養衛生管理者は一人で良い。

国は改正に当たり各県に意見聴取し、千葉県も「いきなりでは難しい」と意見したが、受け入れてはもらえなかった。飼養衛生管理者という肩書である以上、飼養衛生管理に精通してほしいが、一度にそのような人数は準備ができないことは理解している。特に大規模な農場では顕著と考えている。国への問合せでは、「畜舎ごとの飼養衛生管理者をまず設定し、実際に管理をしてもらいながら、詳細なマニュアル等を作り、それを守らせることによって管理者の役割を果たせるように進めるように」との回答を得ている。

問 飼養衛生管理者の件は、この先改正される可能性はあるか。国の言っていることはわかるが、教育して育てるということはなかなか難しい。大規模ほど効率化しているので、一人当たりの管理羽数はどんどん増えてきており、これでしょうがないのだと言われても生産者としては難しい。結局「使用衛生管理者」という名前さえあれば良いとは思わないので、何か方法はないのか。陳情する方法、発信する方法、生産者として聞いてもらう方法はないのか。

生産者も実施するが、県として、発生シーズンに発生しやすい地域で道路の消毒などはやってくれるのか。また、焼却という手法も検討されているが、もう少し焼却羽数を増やせると言った前向きな話はあるのか。

7項目のなかの、車両消毒について、石灰で消毒する場合、手引書には車両の2倍の長さの確保が必要と書いてあるが、大きな飼料の車という結構長いので2倍もとるとかなりのエリアを撒かないといけない。根拠はあるのか。タイヤが1回転するとかクルマの長さで良いと思うが、根拠を教えてください。

答 2倍の根拠は我々にも知らされていない。タイヤが一回りする消毒で飼養衛生管理基準を遵守できていると考えている。国の判断基準とは矛盾していると思うが、車両消毒ができれば問題ないと考えている。動力噴霧器が設置されていても、何も知らない人がチャチャッとタイヤを濡らしただけのようなものでは車両の消毒ができたということにはならないと思う。そういうことを考えると車両の何倍という距離よりも確実に消毒できていることが担保されれば問題ないと考えている。

問 家禽舎に入るにしても踏み込み消毒槽を設置しているが、県として薬液の消毒槽と石灰の消毒槽ではどちらが良いと考えているか。

薬液の消毒槽は、浸漬に長い時間が必要で、ちょっと踏んだくらいでは効果的にはどうかといった意見があると思うが、しっかり乾燥できてアルカリで対応したほうが良いのでは。また、鶏舎の中が乾燥しているということであれば、濡れたもので入る必要はないかなと思う。

答 家禽舎に入る際の消毒については、どちらが良いというのは、言い切ることは難しい。

薬液の消毒槽は管理が難しい面がある。希釈濃度を守らなければならない、逆性石鹼は、気温の低下に比例して効果が低下する。それを考えると十分な量で、固まっておらず、新しいものを入れておいていただければ、消石灰のほうが管理面では簡単でより効果があると思われる。ただし、

消石灰は粉の状態では効果が薄い。濡れた状態でアルカリ濃度が高くなって消毒されるというものなので、消石灰単体ではなく、消石灰を踏む前に靴の裏を濡らせる設備があるとより良い。

農場ごとの鶏舎管理に関係してくるのでどっちが良いとは答えられない。

問 埋却後の鶏の処分とその土地の利用について、埋却後の鶏の処分は自己負担と聞いているが、実際には焼却能力にも限りがあり、1日の処理羽数が決まっているという中でどのように処理していったらいいのか。

その後の土地利用について、先ほどの資料には市町村有地が入っていたかと思うが、どうしたらよいか。

答 今までの発生事例における埋却地について、今現在何かに使っているという情報はない。3年が経過すれば掘り起こすことはできる。掘り起こして残っているものは産業廃棄物として処分していただき、処分が終われば、その土地を別のことに利用することは可能である。何々に使ってくださいとか、使わないでくださいとお願いするものではない。

問 その土地は掘り起こさなかった場合は、使えない土地になるわけか。

答 上に建物を建てたりというのは、難しいと感じる。畑等として使えないことは無いかなとは思う。

問 農場への通勤時に靴を交換するのは良い。敷地内の靴を鶏舎内に入るときに交換するのも良い。ただし、1号舎に入り、2号舎を通じて3号舎に行こうとするときに靴や衣服、手袋を交換し、3号舎まで行ったら一方通行で外履きの靴に履き替えて戻ってくるということになるのか。ただし、外に出なければ、コンクリでつながっていれば良いと書いてあるので、つまりは鶏舎の外と中を分けられればいいだけじゃないかと思う。鶏舎内用と舎外用の靴に分けるという表記にしてくれないのはあまりにも不親切である。この解釈であっているか。

答 服と手袋等の交換に関しては、交換することが望ましいが、今回規定されているのは鶏舎ごとの靴と軍手だと思う。

以前お話をいただいた時にも、両方揃えるだけでとんでもないことになるって伺った。今、質問の中でおっしゃったように、「外に出なければ」についての国の想定では、鶏舎と鶏舎が壁と屋根がついている廊下で端から端まですべてつながっている農場、鶏舎であれば鶏舎ごとの靴の履き替えはしなくて良いとされている。

鶏舎から鶏舎に移るときにコンクリで舗装されている所に消石灰等が撒いてあり、その上を歩くということであれば一つの鶏舎の連続として見られると思う。

問 バルク車の運転手がフロアマットも靴も変えろとあり、これがブーツカバーで良いとされているが、タンクに上る途中で滑って落ちてしまう。結局そんなことをしてもカラスが上から糞を落とすとしてくる中で、意味がない。バルク車のドライバーにやらせることが、たとえば、HACCPとか、農場の入荷記録とか、滅茶苦茶多い。どこのドライバーが何番のクルマで鶏舎の何番のタンクに何トン入れたとかである。それから出入りの人の記録もある。何時に入場して消毒した、氏名を書く。そして何時何分に出て行った。これを消毒ゲートのところに小屋を作って履き替えさせて、着替えさせて、記録させて、帰るときにはそれをまた全部やっつと。

運送会社が別料金をくれというような話になりかねない。ドライバーも人の靴は嫌ですから、会社の規模にもよるが4人とか3人で来ることになる。その分の靴を用意することになるが、靴

の裏をちょっと消毒すれば十分じゃないかと思う。あまりにできないことをやれという、やったふりをされてしまう。それが消毒したことになるのかということになってしまう。

養豚の方が先行しているが、聞いてみると消毒用のスプレーが置いてあったそれをパーと撒いてお終いだよと言っていた。つまり、現実にはドライバーがこれだけ少ない中で運送会社としてはそんなことはやれない。ベストかもしれないがそこまではできない。もう少しできる範囲の記録を書けと言うだけでもすごい負担になるのに、さらにそこまでやってくれというのは、ドライバーにとってたんへんである。

また、週に1回しか来ないドライバーもいるわけである。誰かが休みの日だけ行くという、その日にエサの注文があるかもわからないし、卵もそういうことだが、普段はあっちに行っているけど、365日動かすからこの日だけはここに行ったとか、そうするとそれぞれの農場の入退場シートはどこにあるのか覚えきれない。

答 たしかにドライバーが来るたびに農場の社員がそこに行って指示することはできないと思う。どれだけ厳しいことを言っても実行できなければ意味がないと思う。意見照会の中で国に何回か上げているが、常にベストな方法を机上で考えており、実際の農場に当てはめられるのかなというように提示してくる傾向があるように個人的には思う。都道府県の意見は通りづらいと感じている。

何にしても実効性がないと意味がない。たとえば、消毒に関しては国が求めるようなことを担保できている方法であればそれは問題ないと思う。ただし、飼養衛生管理基準に書かれていることそのままではないので、家畜保健衛生所に相談していただき、家保は自分のところで判断できなければ畜産課に問い合わせ、畜産課が判断できなければ国に問い合わせる。そうしながら、可能な限り個々の農場にあったやり方、実効性のあるやり方を模索していきたいと考えている。

問 生産者は農水省の指導内容を変えてくれないと結局は責任を押し付けられるだけになる。そういう中で飼養衛生管理者を10万羽ごとに置けという話があり、その管理者に何をさせたいのだということから、うちは農場長ひとりで十分だと思っている。その代わり、鶏舎内の見回りは10時30分までにすべて終わらせる。管理者が見るのではなく、死亡鶏の見回りをきちんとするわけで、そうであれば結果を農場長や管理者に報告すればいいわけである。死亡数が増えていけば農場長は家保に報告することになっているが、それを農場長に報告もせず突然家保に電話しろ、それをマニュアル化しろと、何を言っているのだということになる。農場長や社長に連絡がつかないなら仕方がないが、連絡がつくならそれで十分と思う。2時間も3時間もかかるなら話は別であるが、5分10分、20～30分のところであれば農場を把握している人間に報告すべきことである。農場長、社長の存在意義がないことになる。

答 早期通報の件については、そのように思う。農場内にいて農場長に報告することで時間がとられたとしても5分10分なりということであればそのタイムラグは農場長が農場を管理していることにおいて必要なものだと思う。

問 野生動物を追い払えということについてもよく解るが、猫一匹通すなという話には異論がある。多くの農場で猫を徘徊させたほうが、ネズミが侵入しにくいと考えている。野良猫に関しても鶏舎への侵入防止については徹底的にやっているが、敷地内を歩いている猫に関しては放置している。それが却ってネズミの侵入を防ぐというように思っている人は多い。養豚場に関しても同様

である。

これを徹底的に排除しんとすると鶏舎内に入ってくるネズミの数が増えることになる。しかしながら、目につくのは猫であってネズミは人の目につかないことから、発生したら猫が排除されていないからとなってしまう。

鶏舎内のネズミは駆除できるが、鶏舎周辺のネズミの駆除は毒餌では無理である。となればこの指導は本来間違っているのではないかと思う。

答 ネズミに関しては生き物を飼っている場所である以上、完全に駆除することは難しいと思う。もちろん、ネズミとハエの駆除の項目でも申し上げたが、駆除については実際にやっていただいていることと思う。それを、どうせいなくなるからとあきらめるのではなく、可能な限り少なくするという意味で駆除を継続していただきたい。

猫のことについては、養鶏場だけではなく牛屋さんや豚屋さんからも同じことを言われる。実際、何年も何十年も経営されている皆さんが肌身で感じていることは無視できないし、そういうところもあるんだろうなと感じている。猫とそれ以外の野生動物を一括りにしてしまうのは、なかなか難しいと思うが、どこを歩いたかわからない動物が鶏舎内に入るのを防いでくださいと言いたいのだと思う。敷地内に野良猫が入ってくることを防除するのは非常に難しいと思う。それこそコンクリートの壁でぐるっと周りを囲うようなことでもしない限り無理ではと思っている。

問 要するにカラスを駆除するとムクドリがやってきて、ムクドリを来ないようにするとスズメが来るとされていることと同じことが起こるわけである。猫が来なくなればネズミが入りやすくなる。鶏舎の中にいるネズミはサルモネラ汚染とか、いろいろなものを齧られないために駆除するが、HPAIを発生させないためには、外部から鶏舎内への侵入を防ぐことであって、鶏舎内のネズミをどんなに殺したってHPAIの感染を防ぐことにはならない。

しかしながら、今発生農場での調査では、鶏舎内に毒餌をおいてネズミを駆除しているという、農水省は「OKです」という。「駆除してますね」、「駆除業者を入れていますね」と言う。頓珍漢である。

問 今回の法改正で大きな問題があると思う。資料にあったように農水省のホームページで殺処分の手当金が減額されている事例が出ている。今回の法律を農場が運用しようとするとならぬ全部できぬと思う。求める目的を確実に達成するために農場ではそのやり方をかなり工夫することとなる。しかし、昨シーズンのHPAI発生が続く中で、手指の消毒だとか車両消毒は、農場独自で対策していたと思うが、それにもかかわらず発生してしまい、これに対して不備であったとされ、ここまで減額があった。農場でいくら工夫してやってきたとしても、誰にどういう形でOKかと聞くことができるのか、家保に聞いてわからなければ県に聞き、国に聞くと聞かれるが、これをやっている間にHPAIのシーズンになってしまう。タイムスケジュール的にも難しいことがあるのではないかなと思う。生産者は何らかの形で工夫するが、万一があったとき、あとからこういうことになってしまうと、自分たちの工夫に対し一つ一つOKをもらっておかないと結果的には不備と言われてしまうのと同じではないかと思うがいかがか。

答 参考資料として添付した減額事例については、ここに記載されている以上の情報がなく、このような不備があったということはわかるが、詳細な内容、すなわち農場がそれまでにどういった対策をしていたかということについては、県としてわかっていない。

先ほど、農場ごとに飼養衛生管理基準を担保できるようなその農場に合う方法を家保と一緒に考えてくださいと申し上げたが、農場に伺って話をしながら、こういった対策を考える機関としては家保しかない。実際に発生した場合の疫学調査においては、家保職員も立ち合い、どのような独自の対応していたか、工夫していたかについて証明できるかと思っている。

問 工夫して実行したいが、自分たちがやっていることが良いのかどうか、今一つ迷うところがある。社員から質問されても何と答えていいかわからないところがある。そこらへんが、もう少し明確に参考になるものがあれば良いと思う。

司会 生産者の自主点検の結果を家保や県が委託した獣医師会の獣医師が農場を巡回して確認していくということが行われる。その場での生産者の質問が非常に重要になってくるといことと、そこでの受け答えが一步間違えると裁判沙汰になるくらい大変な話なるかなと感じた。

要するに1.8割減額だとか、1割減額だとか、という話になっていったとき、あの時こう言ったからこの程度で良いと思った。そこを1割減額という査定になるようなことはあってはならないし、今からそういう話でギスギスし始めると、行政と生産者の関係が悪くなっていく気がする。相当な覚悟をもって今度の獣医師会や家保の巡回をやらしてもらわなければならないと思うがいかがか。

答 今年度の巡回から、獣医師会に委託し、すべての農場を回るような計画を立てている。細かいことではあるが、こちらが指導したこと、聞き取りしたことは紙に書いて獣医師と農場が確認しあい、双方に記録が残せるような様式を用意した。そういうところで、言った言わないとか、指導した指導しないというところの齟齬がないような工夫をしている。

司会 そのところは、言った言わないというよりは、こういうことを指導してくれたことでありがたかったという結果に結びつけられるよう指導していただきたいと願う。指導を受ける生産者側としても、そのところはきちんと詰めて話をさせていただくのが良いかと思う。

問 獣医師が入り、飼養衛生管理基準遵守状況の確認についての説明会では、指導票の発行とあったが、7月21日付の衛生だよりでは、口頭指導となっていた。遵守状況の確認は目視で行い、不十分な事項については口頭での指導を行いますとのファクシミリが届いた。指導票を出すというのが最終で良いか。

答 そういう形で家保や獣医師会には伝えてある。口頭で指導して、プラス指導票として残す方法です。衛生だよりに書いていることで、家保がどのように表現したかったかは確認してみないとわからない。

問 了解した。巡回する獣医師のスキルにもよってしまうと思うし、当然巡回時間内で事細かく見られるものではないと思う。いろいろ聞きたいことがあれば、1日だけでは終わらないと思う。畜産課としては、まず、最初に話が出た7項目の遵守を目標として、病原体の侵入を防ぐというところで考えれば良いか。

答 立場的には7項目だけやってくださいとは言えない。

問 家畜衛生対策室長にも確認したら、出てしまえば不備であったと言われる。対策の途中の状況であっても指導は出るというようにしか言えないとの話をいただいたが、農場も好き好んで発生させたいと思っているわけではなく、畜産課とケンカしたいわけでもない。当面の目標というのは、国の指導の仕方というのは、先ほどの質問者の言うとおりにおかしいのではないかと思うので、

ぜひ、生産者の立場を十分に考えていただき、国に発信できるような体制づくりと併せて、発生シーズンに備えた準備をお願いしたい。

今、防疫資材の備蓄規模や備蓄の進捗はどのような状況か。

答 9月のこの時点ですべてがそろっているわけではないが、県内最大規模の飼養羽数およそ100万羽をめどに備蓄を進めている。

問 焼却のテスト結果はどうであったか。

答 民間の焼却場の一つの施設でニワトリを燃やせるかというテストをしてもらった。報告書は上がってきていないが、その焼却場だけで3~4千羽くらいは燃やせるのではないかとの口頭での報告はもらっている。それと昨年度の発生時に協力してもらった焼却場を合わせると1日に5~6千羽というのが、民間での能力になる。

市町村の焼却場については、発生時の受け入れ可否の調査を行った結果に基づき、処理が難しいという回答があったところには、その理由や受け入れ条件を協議して詰めていこうとしているところである。

元木養鶏部会長閉会のあいさつ

長時間にわたり勉強会への参加、ありがとうございました。

飼養衛生管理基準については、文書を読む限り、こんなことはどうなのであろうということが多々あるかと思うが、自分たちの経営を守るという中で取り組めるように努力していただき、今年のシーズンに立ち向かっていきたいと思う。先ほどの質問の中では、長靴は鶏舎ごとに必要で、農場全体に100足200足の長靴を購入しなければと思っていたが、うまくすればもっと少なく済むし、逆に少なく済むことで職員の長靴管理も徹底できるのかなと感じた。

今回時間的に省略されたが、皆さんもこの指導書を農水省のホームページからダウンロードされ、読んでみていただきたい。いわゆる判断基準というところがミソとなっており、この場合は駄目だよとあるが、大項目に書いてある方法でもOKだよということが書いてあったりする。よろしくをお願いします。

本当に本日の勉強会は、ありがとうございました。